

シンポジウム

女性は天皇になれるか

浅見 雅男
所 功
松本 健一

センター長としての挨拶

松本 センター長の松本健一でございます。今日は日差しはサンサンと降り注いでいるんですけども、寒い、寒い。途中の京成線が今日は電車が止まっていることが多くて、江戸川の上を電車が通るとあおられるというので、ほとんどあそこら辺の船橋辺りから折り返しになっていました。それから江戸川を渡れない、そういうふうな風の強さでありまして、ちょっと外を歩きましたら、やっぱり寒いという感じがします。そういう中を皆さん沢山お集まりいただきまして、大変ありがとうございます。

今日は、「女性は天皇になれるのか、あるいはなれるのか」というふうな刺激的なテーマということでありませうけれども、安倍晋三さ

んが二回目の首相になった結果とすると、女性宮家を作らないという形で白紙撤回をする。野田政権の中で一応、女性宮家を作るという方向で進んでいたけれども、そういう方向は白紙撤回をする。それは安倍さんの心情とすると、天皇は男系男子であるというのが美しい形である。これが伝統であるということです。ですから女性宮家というのは、将来的に言うところ女性天皇、あるいは女系天皇というものを認めることになる、そういう道を開くことになるかもしれないということ、考え方としては基本的に反対をしているということ。ですから、女性宮家を作らないというか、作らないとまでは言っておりませぬけれども、一応、白紙撤回をするというふうなことであります。

安倍さんというのは、なかなか現実主義的なところもありますから、自分の主義主張とすると、天皇は男系男子でなければならぬという原則、プリンシプルは持っておりますけれども、政治家の常というよりも、同時に折り合う時には折り合ってしまうという、そういう現実主義、あるいはプラグマティックなそういう政治をやる思想家であるというふうにも思っております。

例えば、今、尖閣の問題でも、中国に絶対に一步も譲らないという強い姿勢を持ちながら、そしてまた尖閣には公務員を派遣、駐在させ、そこに常駐をさせて領土として守り続けるんだという考え方を首相になる前までは言っておりましたけれども、首相になった時から、それは要するに中国との交渉次第であると。今後の交渉次第によ

つては、国家公務員を駐在させることもあり得る、そういうふうな形で現実的な対応を取ることがされております。

この女性宮家の問題でも、あるいは男系男子というふうな原理原則を皇室典範の中で謳っており、これが日本の伝統であり美しさであるというふうに言っているけれども、それは必ずしもそうじゃないよというふうには、私は今日は言いたくないわけでありませうけれども。それは政治がどのようにに対応するか、あるいは妥協するという現実主義的な方策を取ることがある。たぶんこの後のいろいろ話の中で出てくるだろうと思っております。

ここまでは、今日の私のセンター長としてのあいさつみたいなものであります。ついでに言っておきますと、今回のシンポジウムで比較文明文化研究センターの所長というものを退くという形になりましたから、過去四年間にわたるセンター長の仕事、セミナーをやり、そしてシンポジウムは今年で三回目でありませうけれども、それでお別れという形になります。

女性天皇——私の基本的な考え方

さて、「女性は天皇になれるか」ということについての、基本的な私の考え方を述べてみたいと思っております。他の所功先生も浅見雅男先生も、この問題に関しては、女性天皇というだけではなくて、天皇制あるいは皇室の問題に関しては、日本では今、トップの先生方

ありますので、私も持論を述べて、そして意見を戦わせて、皆さんにこの問題を考えてもらいたいとおもいます。

この問題を何故、今、考えなければならぬかというふうに言いますと、女性宮家の問題というよりも、女系天皇、女性天皇の問題に関しては、過去の小泉純一郎内閣の時に一応、そういう方向性も考えられるというふうなことで進んでいたわけでありませうけれども、審議も行われていたわけでありませうけれども、悠仁親王がお生まれになったというところで、これで皇室の将来は安泰、皇室典範の改正なんかはする必要がないという形で議論をやめてしまった。しかし、今、宮家の中で男のお子さんで将来天皇になり得るといって、皇統を継ぐという若い方とすると、悠仁さま一人しかおられないわけでありまして、これは不測の事態なんていうことを考えるわけではありませうけれども、皇室の将来とすると非常に大きな問題性を含んでいる。今、皇室が安泰にあるからこそ、逆に皇室典範の問題、それから皇室の将来の問題、女性天皇、女系天皇の問題もじっくりと考えていく時間がある時期だろうというふうには、私は考えているわけでありませう。

それで今日のテーマの「女性は天皇になれるか」という問題でありますけれども、これははっきりと、なれませんという結論から申し述べておきたいと思っております。それは、私の考えではなくて、実は皆さんのところにも配布してある「皇室典範」を読めば、歴然としていることでもあります。皇室典範の第一章「皇位継承」の所です。第一条、

「皇位は、皇統に属する男系の男子が、これを継承する」となっているんです。男系の男子ですから、現在では皇太子家には男のお子さんがおられない。秋篠宮家だけに男のお子さんがいるということになると、次の天皇は今の皇太子で、その次は秋篠宮、その次は悠仁親王という道すがら決定されているわけですね、この皇室典範の条項によればそういう規定があるわけで、男系男子の皇統を継ぐ者しか天皇にならないということでありますから、女系はもちろん、女性は当然、天皇にはなれないという結論が冒頭で出てきてしまうわけであります。

日本国憲法の自己矛盾

もう一つ、ついでに言いますと、皆さんの所に行っている「日本国憲法」でありますけれども、特に、第一章「天皇」第二条の「皇位は世襲のものであって、国会の議決した皇室典範の定めるところによりこれを継承する」ということでありますから、世襲以外のものは認められないということです。この問題に関しては、三島由紀夫さんが亡くなる前というか、ああいう自決をされる前に、憲法改正の問題を論文で書いておりました、この日本国憲法というのは非常なる矛盾がある。第一章第一条では、「天皇は日本国の象徴であり、日本国民統合の象徴であって、この地位は主権の存する日本国民の総意に基づく」と。総意に基づくということは、多数決を採ったわけではないけれども、国民みなそれぞれを認めるということであり、しかもそれは、

主権の存する国民でありますから、国民主権の下にそういう総意として決定されているという考え方です。ですから、この第一条の「天皇の規定」は、実は国民主権、言ってみれば民主主義ルールで、あるいは民主主義の原則によって決められているということになる。しかし第二条については、これは三島さんが言っていることです。第二条については、民主主義で決められているんじゃないかと、あるいは多数決で決められているのではなくて、「皇位は世襲のものであって」と書いてあると。世襲であるということは、民主主義原理でも何でもなく、言ってみれば、生物学原理であると。父親の子どもが、世襲でそれを継ぐというふうな形になって、つまり一条と二条の間には、国民主権という民主主義原理という第一条と、それから第二条は生物学原理、全く違う原則によって天皇の地位が決まっていること自身が、非常に大きな矛盾ではないかということを描べておられます。ですから「第一条なんかは、取っ払ってしまえ」というのが、三島さんの主張であります。日本の伝統はそういう民主主義ルールによって決まっているのではない。少なくとも天皇制、天皇の地位というのは、民主主義原理によって決まっているのではない。そう言われているわけがあります。であるから、安倍晋三さんにしても、あるいは所功さんの論争相手でもある八木秀次さんとか、うちの大学にも何回も来てもらっている桜井よしこさんとかは、日本の伝統、日本の美しさは男系男子の天皇という原則、これだから美しいんだという論理を述べており

ます。

しかし、それを日本の伝統というふうに言うのはおかしいのではないかとというのが、私の基本的な考え方であります。というのは、この戦後憲法、あるいは戦後の皇室典範というのは、戦前のというよりも明治の大日本帝国憲法および皇室典範、それを基本的に受け継いでいる、大きな変革はそこでは成していないんです。であるから、明治になつてできた憲法と皇室典範によつて作られた伝統である。日本の天皇制の伝統が二千年あるとするならば、皇室典範によつて定められているところの天皇制というものは、それはわずかに百年ちよつとの伝統しかないということであります。

「万世一系」は近代のフィクション

ですから、私の長年研究している二・二六事件の北一輝という人物は、日本の皇室が万世一系であることに對して批判的です。これは旧憲法の、大日本帝国憲法の第一条というのは「大日本帝国は万世一系の天皇これを統治する」というところから始まっています。この万世一系を日本の美しさであるとか、伝統であるとか言うけれども、そんなものは明治天皇の時から始まった非常に若い新しい伝統というよりも、明治国家のフィクションに過ぎない、神話に過ぎない。明治国家が作った神話である。そういうことを北一輝という人物は述べております。万世一系などというのは神話に過ぎないと。

これは日本の歴史、あるいは皇室の歴史を探ってみれば、歴然としているわけでありまして、一方では大日本帝国憲法が作られた時には「大日本帝国は万世一系の天皇これを統治する」の、万世一系というのは大いに問題であると。というのは、憲法の問題についての顧問になつたお雇い外国人、ドイツ人でありませうけれども、これが「万世一系なんか入れちゃいけない。だいたいそんなことが成り立つようなそういう王室制とかあるいは国王制とかあり得ない。男の子の、例えば国王とか皇帝が、必ず男の子を生むなんていうことは、歴史的にはほとんど破綻をするというのが、現実である。だから万世一系というのは入れない方がいい」と忠告しております。皇室典範が作られると、そして憲法が作られる時には、これは成り立たない、現実的には成り立たないと。

それが日本の場合においては辛うじて成り立つてきたかもしれない。明治まで成り立つてきたかもしれない。実はそうじゃないんですけどね。例えば、第二六代の継体天皇なんていうのは、あれは皇室の中で女の子ばかりになつちゃつて、男の子はいないというので、どこかに男の子の親戚がいなかったのかと探したら、五代前の天皇の血筋の男の子が福井県にいるというので、福井県からわざわざ連れてきた。だけど誰も知らないし、誰も認めてくれないから、奈良の方に、都の方に入つていけない。一年間、都の外に置かれるというふうな状況が現われてきています。名前さえも怪しい。何故ならば、継体天皇と、

継体というのは体を継ぐという意味ですね。つまりリリーフピッチャーとして現われてきたということですから、本当に血筋かどうかも分からない。血筋かどうか分からないことを確かめられては困るから、皇室は古墳、天皇の陵というのは、絶対に科学的に実証的に検証はさせない。そういう形になっています。今はDNA鑑定なんかできますから、仁徳天皇、神武天皇は現在の天皇とDNAでつながっているかというふうなことだつて確かめられてしまう。継体天皇なんていうのは一番怪しい。

それから江戸時代の、これは明治天皇のおじいさんになりますけれども、光格天皇というのがありました。これは現在の皇室制度のほとんどをこの光格天皇が作ったといわれる、近代天皇制を作ったものもとの人でありませけれども、この人がやはり天皇家に女の子ばかりしかいない、男のお子さんがいないというので、やはり探し回ったらちょうど閑院宮家に三代前の天皇のお孫さんがおられるというので、この人はしかも人格は非常に優れている。あるいは知的な資質を持っているというので、近代の天皇制の中では、近代というよりも江戸時代からの天皇制の中では一番優れているというふうにいわれて、後には聖天子と呼ばれるのは、この光格天皇とそれから明治天皇だけです。明治天皇が生まれた時にも、この子はなかなか英明であるので、おじいさんの光格天皇の若い時の名前、幼名祐宮（さちのみや）をもらっている。まさに光格天皇の跡を継ぐだろうというふうに思われ

て、祐宮という名前も付けられているわけでありませ。光格天皇は言ってみれば、三代前の天皇のお子さんであるから、それをちょうど天皇家のお姫さんの入り婿にして、天皇制を継承したという形になっています。完璧に入り婿という形であります。

けれども、現在の皇室典範を見ると、皇室典範の第九条、一番上の段にありますけれども、「養子の禁止」と書いてあります。「天皇および皇族は養子をする事ができない」と書いてあります。これで現在の宮家なりあるいは天皇家、皇室は入り婿を取ることができないという規定になっています。皇室典範というのは日本の伝統であり美しさであるという主張に立脚すると、これは永遠に入り婿を取ることができないということになります。それは美しいのかもしれないけれども、将来的に言うくと、女の子ばかりがたくさん宮家におるという状況になって、男系男子の皇孫というのが生まれな可能性がある。そこで実際に天皇制は途絶してしまうのではないか。そういう危機感があります。そういうふうになると、皇室典範そのもの自体を、実は明治二十三年にできた新しい伝統であつて、あるいは明治国家のフィクションであつて、これを考え直す必要があるのではないか。

だいたい、皇室典範を作ったのは熊本藩の井上毅という人でありませ。明治憲法と同じ作者です。井上毅というのは明治憲法を作り、皇室典範を作り、究極的には教育勅語まで作った明治国家のデザインの根幹を作った人でありませ。この人がドイツ・プロシアの皇帝制度か

ら学んで、作り上げたのが明治の皇室典範でした。ここから新しく作られた近代の、というより明治以後の皇室典範ができていると考えた方がいいのではないか。

皇室の永続には典範改正が必要

つまり万世一系というのは、憲法の中にも、明治憲法の中には出てきませんが、現在の憲法の中には出てきません。現在の皇室典範の中にも万世一系という言葉は出てきませんが、しかし基本的にこの二つは戦前の憲法なりあるいは皇室典範なりを受け継いでいる。特に皇室典範はほとんどそのままというふうにも言ってもいいわけでありまして、そうであるとするならば、その皇室典範というものの根柢に万世一系の形で天皇制があるという神話上において、これは神話というのは国家が作られる時には常に作られるわけでありまして、神話があるからまずいというふうには私は全然考えませんけれども、しかし万世一系というそういう神話自体は考え直していった方がいいと思うっております。

この万世一系という天皇制神話をそのまま信じると、男系男子という原則を破ってはならないということになります。だけど先ほど言ったように継体天皇の、あるいは光格天皇の例を見ても、あるいは日本の歴史の中にたくさん女性の天皇が現われてくるということも踏まえて考えるとすると、天皇制の維持のためには女性の天皇というもの

を、もはや認めて少しもおかしくはないのではないか。これがまずいというのであれば、それは皇室典範の男系男子ということを絶対に守らなければならない。そういう考え方以外にないわけです。そしてその男系男子というのは実は万世一系という、そういう神話の上に成り立っているということでもあります。

ですから、私たちは皇室が日本においてまだまだ続いて、今回例えれば、三・一一のような大きな大地震があり津波があり、福島第一原発の事故があったりすると、その後で政権は自民党に戻るのか、民主党のままでいいのか、いやいや昔は代えた方がいいのではないかとか、そういう議論ばかりをしていて、実際に被災地の復興なんか行われない。二年たつてもほとんど緒に就いているとは言えないという状況が現われてきております。そうすると、何だ、日本の政治家は国民のことを、そして被災地のことを、日本の将来のことを考えていないのではないかと思つた時に、皇室の天皇皇后のお二人が被災地を見守つて、「私たちは被災地のために祈り続けます。そして皆さんのことを見守り続けます」と現われてきた時に、やはり日本には政治には任しておけないような領域というのはあるんだなと。天皇制というのはそういう意味を、これからもまだ持つんだらうなあと、国民の人々は思つたろうと思えます。そういうことを考えると、やはり男系男子が美しいというふうな原理原則よりも、天皇家が続けることが日本国民にとつて、あるいは日本の国土そして日本人という民族にとつては、将来

も必要なことであると考えるならば、皇室典範を改めていった方がはるかにいいと、私は考えているところがあります。以上、私の話を終わりにしたいと思います。長い間、ありがとうございました。

司会 松本先生、ありがとうございます。「女性は天皇になれるのか」というテーマでお話いただきました。次に所功先生に「皇室典範の定める女性皇族の身分と役割」ということで、お話をいただきます。では、先生、よろしくお願いいたします。

皇室の方々に対する考え方

所 失礼いたします。ただ今の松本先生のお話を受けて、制度的なお話をさせていただきます。

皇室というのは、具体的には生身の人間が担っておられるわけがあります。しかし、それがわれわれと違っています、一つは歴史的な存在であります。もう一つは国家的な存在であります。そういう意味で同じ人間とはいえず、われわれと身分も背景も違うということを理解しておきませんと、この先が展望できないと思います。

つまり、われわれであれば、いろいろな自由勝手に考えたり為し得ることが、歴史的な背景を担っておられるゆえに、そう簡単にはいかなこともありません。また、国家の制度に定められていますから、そういうことを踏まえなければ、簡単に動けないし続きません。

その一方、皇室を担っておられるのは現存の方々でありますから、その方々には、われわれと同じような喜怒哀楽もあれば、また生老病死もあるわけがあります。そういうことも現実的に踏まえて考えなければ、単に歴史がこうだからとか、制度がこうだからということだけで、決めつけることもできません。

今、松本先生のお話にありましたとおり、現在の皇室を直視すれば、歴史的に考えてこれで続くのかどうか、あるいは制度を担っておられる方にとつて、今後それが可能かどうかということを考えてみなければなりません。単に昔からこうであったからこれからもこうでなければならぬということになれば、それを担う方々がもう立ち行かなくなってしまう恐れがあります。

従いまして、やはりまず歴史をしっかりと踏まえる必要がある。もう一つは制度をしっかりと踏まえる必要があると思います。そして将来を展望するには、そのような歴史に照らして大きく違わないことであるならば、また現行の制度も見直すことが可能であるならば、やはりそれをきちんと直した上で先に進んでいただく必要があるだろうと考えております。

皆さんのお手元に「皇室典範の定める女性皇族の身分と役割」というレジュメが渡っておると思います。また、後ほど浅見先生のお話にも出てくるかと思いますが、近代の宮家の方々、あるいは現在の皇室を支える方々の系図も用意しました。

明治と戦後の皇室典範と関係法令

それでは、裏表になっておりますレジメからご覧下さい。現在の皇室は、日本国憲法と皇室典範の下にあります。この皇室典範は、明治二十二年（一八八九）にできた旧典範を基本的に受け継いでおり、それが昭和二十二年（一九四七）から現在までそのまま続いています。明治の典範を①とし、昭和の典範を②としておきます。

皇室関係には、それ以外に幾つかの法令がございます。戦前であれば、皇室典範以外に「皇室令」という付属法令がたくさんございました。戦後で申しますと、「皇室経済法」という法律がございます。それらにも問題があります。けれども、今日は主として皇室典範を、戦前の①と戦後の②を比較し、その背景に過去の歴史を踏まえ、また現実的な問題点にも触れたいと思います。

明治の「皇室典範」は、明治二十二年に制度化されましたが、その後、明治四十年に一部「増補」という形で改正が行われております。さらに大正に入りましてから、再増補が行われております。加えて、大正九年（一九二〇）皇室典範の一部を大きく変える「皇族ノ降下ニ関スル施行準則」というものが出ております。つまり、明治の典範といえども、いったん決めたらそのままずっと続いてきたのではなくて、途中で二度も三度も改正や修正が加えられているのです。

それに対して、戦後の皇室典範は、制定から六十年以上たつてい

るのに、まったく改正も修正もされていません。皇室を大切に考える人々でも、いったん決めたものは変えちゃならないとか、明治の典範はいっぺんも変わっていないと思ひ込んであるふしがあります。けれども、明治以来の先賢たちは、やっぱり現実的に改めるべきところは改めてきたということでもあります。

戦後に大きく変わりましたことは、日本を占領統治したGHQが、皇室を戦前のように国家の中で強い存在として認めず、極めて弱い存在として位置づけました。その筆頭が日本国憲法の象徴天皇制度です。その下で生じた大きな問題は、皇室経済の在り方を根本的に変えたことでもあります。皇室を考える上で、存立基盤の一つが経済でありまして、これが戦前はどうかであったのか、戦後はどうか、今後どうであったらいいのかということも、やはり視野に入れながら考えていく必要があるかと思っております。

「皇統に属する男系の男子」と側室

それでは、皇位継承の資格と順序ということから検討します。これは、すでに松本先生が触れられましたように、戦前の憲法と典範、戦後の憲法と典範に書かれているとおりであります。

ただよく見ますと、明治の皇室典範には「祖宗ノ皇統ニシテ男系ノ男子之ヲ繼承ス」とありまして、要するに皇位を継承できるのは、皇統イコール男系の男子だったのです。それに対して、戦後の典範では

「皇統に属する男系の男子が、これを継承する」とありますから、旧典範と一見同じですが、必ずしもイコールではありません。

すなわち、皇統という大きな幹があつて、その中に男系も女系もありますが、それを男系に限り、ついで男系の中に男子も女子もありますが、男子に絞るということです。従つて、一部で言われておりますような、明治と同じく「皇統すなわち男系男子だ」というのは不正確でありまして、皇統という大きな幹の中に男系も女系もあり、その男系の中に男子も女子もあつて、その中で過去の多くの方々が男系の男子であつたことを重んじて、男系の男子に絞り込んでいるのだと理解してよいと思います。

また、具体的には、戦前も戦後も、それは男系男子のうち、直系・長系の長子を優先するというものであります。その場合、戦前の典範では側室の庶子を容認しておりましたが、戦後の典範ではそれを否定しました。直系・長系の長子を優先すると共に、嫡子のみで庶子を認めない。つまり一夫一婦制を原則として男系の嫡男子でなきゃいけない、と極めて厳しく限定しているのです。

では、どうしてそうなったのかと言いますと、旧典範を制定した明治二十二年段階では、跡を継げる男子が極めて少なかった。明治天皇のお子さまは十四名おられ、そのうち男子が五名おられたにもかかわらず四名亡くなつてしまいます。そして、お一人残られたのが後の大正天皇であります。しかし、この方もご病弱であられましたから、

万一の場合もう男子が得られないのではないかと心配から、そうであれば、側室を認める他ないということになつたと思われれます。

すでにご存じでしょうが、大正天皇も美子皇后（昭憲皇太后）のお子さまではなく、側室から生まれておられます。そういう当時の事情からしますと、やはり側室というものを認めておかなければ、将来立ち行かなくなると考えられたのは、むしろ当然かもしれません。これは決して皇室だけでなく、宮家の方々も同様でありますから、当時の判断として、側室を認めるのはやむを得ないということであつたと思われれます。

けれども、それはやはり近代的な倫理観から見てもよろしくない、という考えは、明治の人々にもありました。とりわけ、後の昭和天皇は、ご結婚なさるころ、大正十年にヨーロッパを歴訪して帰国されますと、従来の在り方を変えるため、大胆な女官改革を言い出されまして、側室を置かないということを決心し実行されました。

ですから、後の香淳皇后とご一緒になられて、最初は次々と女子ばかりお生まれになりますと、そろそろ側室を置いていただきたいという声があがりましたけれども、それをお認めにならなかつたのです。幸い昭和八年に今の陛下がご誕生になられましたから、従来どおり男系の男子により皇位を継がれることになつたわけでありまして。しかし、そういう危うさは常にあり、今日ますますそれが深刻な状況になつております。

念のため、過去に男系男子が続いてきた背景をみますと、側室が認められていたから、百二十五代（および北朝五代）にわたる天皇のうちほぼ半分が側室のお子さまであります。さらに宮家などは、三分の二ぐらいが側室のお子さんでした。

しかし、戦後は側室を認めず、庶子を認めないことが原則ですから、そういう前提をふまえて今後の対策を立てていくほかないということ、しっかり考えなければいけないと思います。

「皇族」身分の範囲とその敬称

つぎに「皇族の範囲と敬称」について考えます。まず皇族というのは、戦後の典範で申しますと、皇后、太皇太后、皇太后、親王、親王妃、内親王、王、王妃および女王を皇族とすると定められています。これが明治以前は、皇室に生まれた方々のみを皇族といい、結婚して中に入られた方は皇族とされなかったのです。藤原氏から皇室に入りましたも、いわば準皇族の扱いでした。だから敬称を見ましても、皇后さまは陛下でなくて殿下でありました。殿下というのは、他の上級貴族についても言われたことであります。

それを明治二十二年の典範以降、外から入られた方々も、皇族と認め、天皇と同じように皇后陛下と呼ぶことになった。ある意味で、これは近代化であります。皇室が歴史の荒波を乗り越えながら続いてくる間に、いくつもの変化を重ねてきましたが、これもその一つであります。

す。皇室の本質は一貫していますが、その具体的な法の方は必ずしも一本調子ではありません。

それから、親王とか内親王、王とか女王というものも、時代により幅が違います。古代の律令制以来、前者は一世（天皇の皇子・皇女）のみであり、後者は四世（天皇の玄孫）までと定められていました。それが明治の典範によって大幅に広げられ、親王・内親王は四世までとなり、王・女王は五世以下永世（無限）と改められました。

戦後の典範では、明治以来の幅を少し狭めて、「嫡室の皇子、および嫡男および嫡室の皇族は、男を親王、女を内親王とし、三世以下の嫡孫および嫡室の子孫は、男を王、女を女王とする」と定められました。つまり、天皇のお子さまとお孫さままでを親王・内親王とし、三世以下を王・女王としたわけです。これで、親王・内親王の幅が律令制より一世代、旧典範より二世狭くなりましたが、王・女王は律令制のごとく四世までに限らず、旧典範と同じく無限とされた。そのため、皇族として生まれた方の子孫は全て皇族です。これを永世皇族制と申しますが、それは皇族、とりわけ男子の皇族を確保しておかないと万一に備えられないということであつたとみられます。

しかし、この永世皇族制については、すでに明治後半から皇族が増え過ぎ、それに伴っていろいろ財政的な負担も重くなると同時に、品位の保持も難しいという問題が生じてきました。そこで、明治四十年に典範を増補して、臣籍降下の道を開き、とりわけ大正九年には天皇

の直系・長系の子孫でも八世までに限り、九世以降は必ず降下しなければならぬ、という変更をしているのです。皇族というのは、ある程度必要なのですから、増え過ぎては困るということで制限を掛けたわけです。

ところが、戦後はGHQの皇室弱体化政策によって皇室財産が凍結され、多くの皇族を維持することが困難となりました。そこで、昭和二十二年十月、直宮の三家（秩父宮、高松宮、三笠宮）を除く傍系（すべて伏見宮系）の十一宮家五十一名が一斉に皇籍を離れなければならなくなりました。そのため、この数十年間に皇族、とりわけ男子の若い皇族が少なくなりすぎましたから、今や皇族を何とか増やす方法を考えなければいけない状況にあります。皇室は歴史的な存在であると同時に制度上の存在でもありますから、制度を改めなければ、結果的に立ち行かなくなる恐れがあります。

そこで問題になるのが女性皇族の在り方です。女性皇族には二種類あります、ひとつは元来皇室に生まれた内親王と女王、もうひとつは結婚によって入られた后妃たちです。後者は明治以前、皇族とされませんでした、典範以降、皇族の身分とされ、敬称も男女同等になっております。

皇族男女の結婚と皇籍離脱

さらに、次は「皇族の婚姻と離籍」の問題であります。戦前の旧典

範では、皇族との結婚には制限がありまして、「同族（皇族）又は勅旨に由り特に認許されたる華族に限る」ということであります。華族も皇族でなく臣下でありますけれども、昔から皇室と関係が深いので、一定範囲内（公侯爵）の家の女子であれば皇族男子の結婚相手として認められたのです。

一方、皇室に生まれた皇族女子は、皇族ではなくなるケースがふえました。新典範の第十一条をみますと、「年齢十五以上の内親王及び女王は、その意思に基き、皇室会議の議により、皇族の身分を離れることができる」とか、また皇太子を除く親王と「内親王及び女王は、特別の理由があるときは皇室会議の議により、皇室の身分を離れる」ということで、皇族を離れるケースが定めてあります。

その上、第十二条には、「皇族女子は、天皇及び皇族以外の者と婚姻したときは、皇族の身分を離れる」と定められています。これも明治以来の在り方です。ただし、戦前は華族制度があり、皇族女子の結婚相手は華族に限られていました。しかし戦後は、華族制度がなくなっておりますから、皇室女子は皇室を出られると全く一般国民になつてしまわれるということになったわけでありました。

従って、皇室の現況を直視しますと、当面まず検討しなければならぬのは、この皇族女子が結婚を機に皇族でなくなってしまう第十二条をどうするかということです。具体的には、女性宮家を認める、結婚されても皇室に止まり得るように十二条をどう改正するかという問

題であります。

念のため、「皇室経済法」の第六条を見ますと、皇室費として内廷費と皇族費と宮廷費というのがあります。そのうち皇族費というのは皇族方の費用なんですが、「皇族費は、皇族としての品位保持の資に充てるために、年額により毎年支出するもの、及び皇族が初めて独立の生計を営む際に一時金額により支出するもの」としてあります。そして「独立の生計を営む内親王には皇族費定額の三分の二を出す」ということになっていきます。これによれば、皇族女子が独身のまま宮家を建てることはできるのです。しかし、独立の生計を営む内親王が宮家を名のつても、後で一般の方と結婚すれば皇族でなくなりません。こういうことも今後どう考えるか、あらためて検討しなければいけないと思います。

終身の天皇に代わる摂政の在り方

最後に「摂政」の問題であります。明治以来の憲法・典範も、現行の憲法・典範も、天皇の終身在位を原則としております。そのかわり天皇の身心に決定的な都合が生じた場合は、他の皇族が摂政に就任して、天皇のお務めを代行することになっております。

その場合、摂政になることができる方は、皇位の継承者よりも幅が広く、女性の皇后・皇太后・太皇太后であれ、あるいは内親王・女王であれ摂政になれるという規定であります。ということとは、女性だけ

から天皇になれないとか、あるいは宮家の当主になれないという主張をされる人々は、これをどう考えるのか。つまり、天皇に代わってその役割を果たすのが摂政ですから、摂政にはなれるけれども、天皇になれない、あるいは宮家の当主になれないということは、ある意味で論理矛盾といわざるをえません。

司会 所先生、ありがとうございました。次に浅見雅男先生に「旧宮家の復活はあるか」というテーマでご講演をいただきます。先生、よろしくお願いいたします。

浅見 浅見でございます。時間があまりありませんので、今日は旧宮家の復活はあるかというテーマについて、二つのポイントにしばって申し上げます。

戦前まであった数多くの宮家

一つは旧宮家の来歴です。明治から昭和戦前期にかけて、日本には十八の宮家がありました。そのなかの四つの宮家、伏見宮、桂宮、有栖川宮、閑院宮は四親王家、あるいは世襲親王家と呼ばれていました。これらは江戸時代中期までに成立していました。そして幕末の王政復古の直前に二つの宮家ができました。中川宮（のち久邇宮）、山階宮です。次いで王政復古直後に、華頂、梨本、北白川、東伏見（の

ち小松」という四つの宮家が立てられました。宮家の数は大幅に増えたわけですが、明治中期以降になってさらに五つの宮家ができました。賀陽、東伏見（前出の東伏見とは別家）、朝香、竹田、東久邇宮家です。それから大正時代になって高松、秩父、昭和になって三笠、いずれも昭和天皇の弟さんが宮家を立てました。

このように十八の宮家がありました。この中で明治から大正にかけて四つの宮家が消滅しました。まず明治十四年に桂宮家が絶家となりました。桂宮家は桃山時代にできた古い宮家なのですが、幕末になって家督を継ぐ男の皇族がいなくなったため、孝明天皇の姉である淑子内親王が後継者となりました。女性が当主の宮家というのは異例ですが、この内親王も終生独身で後継者がいなかったため絶家になったわけです。それから有栖川宮家。この宮家も江戸時代初期からの歴史をもっていますが、やはり後継者を欠いたために大正十二年に絶家になっています。さらに王政復古の後にできた小松宮、華頂宮家の二家も後継者がおらず、それぞれ大正三年、十三年に絶家になっています。

したがって昭和戦前期にあった宮家は十四ということになります。昭和二十二年十月十四日、昭和天皇の弟宮たちの三宮家以外の十一宮家が廃絶になりました。あらためて五十音順に家名をいいますと、朝香、賀陽、閑院、北白川、久邇、竹田、梨本、東久邇、東伏見、伏見、山階です。さきに絶家となった四宮家は家督を継ぐ男子が

いなかったために絶家となったのですが、これら十一の宮家はそうではありません。後継者不在が理由ではなく、十月十三日に新しい皇室典範に基づいて開かれた総理大臣や衆参両院議長、最高裁長官、二人の皇族など十名で構成される皇室会議という会議で廃絶が決められたのです。もう少し正確にいうと、これらの宮家に属している老若男女五十一名の皇族の皇籍からの離脱が満場一致で認められ、その結果として十一の宮家がなくなったのです。

旧十一宮家はすべて伏見宮系

さて、ここでまずポイントの一つ、旧宮家の来歴の説明になります。この消滅した十一の宮家には共通点があります。それは十一家全部が伏見宮の系統ということ（もちろん「本家」の伏見宮家も含まれます）。

この伏見宮家はいつごろ誕生したのか。同宮家の初代は崇光天皇の長男である栄仁（よしひと）親王という皇族です。では、崇光天皇はいつの時代の天皇なのか。在位したのは一三四八年から五一年の三年間、いわゆる南北朝時代の天皇です。ただし厳密にいうと、この天皇は現在では歴代の正統の天皇のなかには数えられず、「北朝第三代」の天皇とされています。ご存じの方も多いでしょうが、南北朝の抗争で勝利をおさめたのは北朝で、それ以後の天皇はすべて北朝の血を引いています。もちろんいまの陛下もそうです。ところが明治になっ

て、南北朝のどちらが正統かということを決めるときに、明治天皇も北朝の系統であったにもかかわらず、南朝が正統ということになってしまったわけです。それで北朝の天皇は歴代に入れずに、わざわざ北朝第何代というふうに呼ぶことになりました。このあたりは実に不思議なんです、それは別の問題として、伏見宮家は南北朝時代に天皇の皇子が立てた宮家というのが厳然たる事実です。

つまり、伏見宮家は十四世紀の半ば、つまり今から六百年以上も前に天皇家から分かれた家であり、現在の天皇家との血縁関係は皆無にひとしいということです。世間ではY染色体がどうしたというようなことをいって、万世一系だから血縁関係はあるんだと主張する「識者」もいらつしやいます。だから伏見宮系統の旧宮家をまた宮家に戻してもいいじゃないか、となるわけですが、実は伏見宮家と天皇家の血縁関係については、昔から皇族の間でさえ問題視する声がありました。

たとえば幕末に成立した山階宮家の初代は、伏見宮家第十九代邦家親王の第一王子晃親王で、明治になってから新政府の外務大臣のような職に就き、森鷗外や大岡昇平が書いた「堺事件」の処理などに活躍した皇族ですが、この親王は、「自分たちは皇族といっても今の天皇とはほとんど血縁がない。だからわれわれ一代で宮家は廃絶して、あとは臣籍に降下しようじゃないか」という提案をしていらつしやいます。

それからもう少し若い皇族では、戦後最初の総理大臣になった東久邇宮稔彦王。この王は邦家親王の王子朝彦親王の子で、明治天皇の末の皇女と結婚しましたが、やはり「自分たちは今の天皇とはほとんど血縁関係がないから臣籍降下すべきである」と、かなり強力で主張します。普通に考えれば晃親王や稔彦王の主張はきわめて常識的で、現在でも大きな説得力を持っていますが、旧宮家復活を主張する人たちは、この点をどう考えるのか。国民の中にはそんなに血縁が遠いのなら、わざわざ宮家を復活させる正当な理由がないんじゃないかというふうに思う方もたくさんいらつしやると思いますが、それをどういうふうに説得するかが、大変に大きな問題になってくると思います。これが旧宮家復活ということを考える際の第一番目のポイントです。

「元皇族」とその子孫との区別

次に第二番目のポイントは、仮にこの血縁の問題がクリアされたとして、旧宮家を復活させて、そこに属するどの範囲の人々を皇族にするのかということです。

ご存じの方も多いと思いますが、つい数年前からある旧宮家、昭和二十二年十月十四日に消滅した某宮家の血を引く男性が、「元皇族」と名乗ってマスコミなどに出てきて、硬軟とりませた問題に発言したり、最近ではテレビのバラエティ番組などにも出演しています。もともとご本人が自ら積極的に「元皇族」と吹聴しているかはどうかはわ

かりません。雑誌や本が売ればいいと思う出版社や、視聴率だけが大事なテレビ局が無責任にそういう肩書を勝手につけている可能性もあります。いづれにしろ、これは誤った肩書です。

さきほど昭和二十二年に皇籍を離れた老若男女五十一名と書いていますが、当然ながらこの人たちは「元皇族」です。中には幼児も含まれていましたが、彼らも皇籍離脱にもなつて大人と同じだけの一時金を下賜されています。つまりその時点ではたしかに全員が皇族としてあつかわれていたわけですから、この人々が皇籍離脱のあと「元皇族」と名乗つても間違いではありません。しかし、すでに宮家でなくなつた家に生まれた人は、たとえ父親や祖父が以前は皇族であつたとしても、本人は「元皇族」ではありません。われわれの大半と同じ一人の日本国民です。テレビなどが「元皇族」あつかいしている男性のお祖父さんは皇族でした。しかし、お父さんはお祖父さんが皇族でなくなつてから生まれていますから「元皇族」ではありませんし、ましてやご本人は「元皇族」ではありえません。

もちろん、だからといってその男性の人間としての価値が下がるわけでもなんでもありません。すべての日本国民と同じく独立した一人の人間としての平等な価値を持っている。そう私は思います。旧宮家の復活と主張する人たちの中には、そう考えない向きもあるらしい。宮家でなくなつてから生まれようがどうだろうが、元皇族の血を引いていることには違いないのだから普通の日本国民以上の価値を持つてお

り、それがゆえに皇族にしてもいいと主張します。

「元皇族」子孫の選別は不可能

とすると、そこに一つの問題が生じます。それは元皇族の血を引いている人たちの全部を皇族とすることかどうかということです。ややこしい言い方になりますが、「元皇族の血を引いている元皇族ではない人たち」の中にはいろいろの人がいるでしょう。立派な人物もいれば、私なんかと同じようにあまり立派じゃない人もいます。その中の誰に皇族になつてもらうか。もちろん男性の場合ですが、皇族になるということは天皇になる資格を持つということですから、あまり立派でない人では困ります。しかし、それをだれが判断するのか。Aという元皇族にB、C、Dの元皇族ではない三人の息子さんがあったとして、宮内庁長官がひそかに調査をして、B、Dさんは皇族にしてもいいが、Cさんには問題があるから皇族にはできないと決めるわけにはいかないでしょう。そんなことをしたら、人権問題や訴訟ごたにもなりかねません。また当然のことですが、選挙をやるわけにもいきません。そうすると、考えられる一番妥当というか、あえていえば安易な方法は、「元皇族の血を引いている元皇族ではない人たち」すべてを皇族に復するということです。

なんだか極端なことを言っているとお考えの方もあられるかもしれませんが、実はこのような事態はかつて現実におきたことでした。先ほど

申し上げたように幕末、明治以降たくさん宮家が出来ましたが、なぜ、そうなったかといえ、同じ血筋の人にはみな新しく宮家を立てさせたからなのです。

具体的にいうと、幕末に伏見宮家の朝彦親王が中川宮家、晃親王が山階宮家を立てました。これは当時の複雑な政治状況の結果として起きたことです。王政復古が成ると、そういう経緯は別として、この二人が宮家を立てた以上は、他の伏見宮家の王子たちにも宮家を立てさせないわけにはいかないということになってしまった。つまりB、Dさんはいいけど、Cさんはダメというわけにはいなくなりました。その結果、宮家はどんどん増えてしまったわけです。血筋を優先すればどうしてもこういうことになります。

そして何が起きたかといえば、皇族にふさわしくない人が皇族になつてしまうというケースがいくつもでてきたのです。そういう人たちの姿は、明治、大正、昭和戦前の皇室の歴史を見るとはつきりと分かります。戦前は不敬罪もあれば、報道規制もありましたから、彼らの行状は世間にはほとんど漏れませんでした。しかし、戦後、とくに昭和天皇崩御の後にたくさん公刊された皇族、天皇側近の人々、あるいは明治、大正時代の宮中の首脳たちの日記などの貴重な史料を読むと、戦前の宮内省の首脳、あるいは天皇陛下ご自身でさえ、そういう問題の多い皇族たちの言動に悩まされていたことがありありとわかります。なんだか不敬なことを言うかのようにお聞きになる方もいらつ

しゃるかもしれませんが、事実として政治的、軍事的な問題のみならず、女性問題などの個人的な事柄で皇室の尊厳を大いに傷つけた皇族が何人もいました。しかし、それを理由としてその人たちを皇族から外すということはできませんでした。

仮に旧宮家を復活させ、あるいは「元皇族の血を引いている元皇族ではない人たち」を皇族にした場合、同じようなことが起きないという保証はありません。ましてや彼らのほとんどは、生まれてからずっと一人の日本国民として、われわれと同じように世間の俗塵にまみれて生活してきたわけですから、戦前よりもっといろいろの問題が起こりやすいことは目にみえています。だからといって事前に調査して選別することなどできないのはすでに申し上げた通りです。

皇室の尊厳を損ねる危険性

さらに現実的なことをいえば、これは皆さんもよくおわかりだと思いますが、今の世の中の情報の伝播の仕方は、戦前のそれとはまったく違います。ご存知の方もいらつしゃるでしょうが、現在、ネット上では東宮ご夫妻について、実にたくさん真偽取りまぜての情報、誹謗中傷も含めてひどいものが飛び交っているわけです。戦前だったらあつという間に不敬罪でお縄を受けてしまうような行為が普通におこなわれている。そういう世の中になっているわけですから、生まれからずっと一国民だった人が皇族になった場合、どんなことが起き

るか想像に難くありません。過去のちょっとしたことで引つ張り出され、あつという間にネットなどで面白おかしくやられてしまうでしょう。今のイギリスを見れば分かります。イギリスの王室というのはとにかくスキヤングルの塊みたいなところですが、あの国では王族も国民もそういうことに慣れているから適当にやりすごしている。しかし、日本ではそういうわけにはいかず、皇室の尊厳が大きく損なわれることは確実です。

私は天皇、皇室は日本にとって必要だと思っています。松本、所両先生もおっしゃったように、合理主義が優先され、「私」至上主義になっている今の世の中で、例えば「三・一一」のときにあれだけお年を召した両陛下がすぐ被災地に行かれて人々を慰問される。口先ではきれいごとを言うが、無責任で「私」のことはか考えていない政治家などにはできないことです。そういうことをおやりになる存在が日本にとって必要だということは明らかです。

ところがイギリスのような状況になつてしまうと、そういうことを天皇や皇族がおやりになつても、わざと乱暴な言い方をすると「意味がない」ということになりかねない。つまり天皇あるいは皇室の最大の存在理由というものがなくなつてしまふ、傷付けられてしまふということになるわけです。そこを「元皇族の血を引いている元皇族ではない人たち」を皇族にせよと主張しようとする論者たちはどう考えるのでしょうか。

男性皇室の確保と側室制度

先ほど松本先生もおっしゃったように、今の皇室典範で皇位に就く資格があるとされる男性皇族の数はどんどん減っています。現実には今の東宮殿下、弟さんの秋篠宮殿下、そのお子さんの悠仁親王、このお三方しかいらつしゃらないわけです。そういう厳然たる事実を前に、皇位継承の危機に対処する手段として、本日のシンポジウムのテーマである、女性天皇あるいは女系天皇を認めるといふ選択肢がある。これに対して、皇族でない男性を皇族にして皇位継承の資格者をつやそうといふ選択肢もたしかにありうるかもしれませんが。

ここで念のために付け加えておけば、実はもう一つ選択肢があります。それは皇室における側室制度の復活です。所先生がおっしゃったように、戦前は側室が産んだ男子皇族にも皇位を継承する資格があったわけです。現に明治天皇、大正天皇は側室の所生です。ですから日本の伝統ということに固執するのであれば、側室制度復活という主張も当然あり得ます。ところが男性天皇こそが日本の伝統であり、女性天皇は伝統に反すると強く主張する人たちも、なぜか側室の復活までは言わない。私はどうも論理的に矛盾しているのじゃないかと思うんですが、とにかくそれは余談として、皇位を継承する男子皇族が不在になるかもしれないという事態を解決する策は、いまのところ現実的には二つしかない。女性天皇を容認するか、あるいは元皇族の血を

引く男性を皇族とするか、どちらかです。

であるならば、後のほうの選択肢を主張する方たちには、私が述べた問題点について明確に説明し、はっきりとした答えをしめしていただきたい。女性天皇を容認する方たちの主張は、歴史的な事実の考察に基づいた現実的なものだと感じますが、もう一方の主張はどうも思い込みと感情だけが先行して説得力に欠けると私は思います。歴史に関する知識がないに等しい政治家ならともかく、いやしくも議論をもつてこの問題に臨もうとする人たちならば、かならずや実りある議論をおこなってくれると信じています。

時間がなく、はなはだ慌ただしくて申し訳ないのですが、女性天皇の是非というテーマについて、旧宮家の復活という角度から見た愚見を述べさせていただきます。

司会 浅見先生ありがとうございます。では、これから相互討論に移ります。

松本 中国では朱元璋が革命によって権力を握り、そして、朱という姓を持っている人が基本的に皇帝になれるという形式でした。ですから、明朝が倒れる時には、鄭成功のお父さんなんて、「お前はもともと海賊であって商売でもうけて、そして自分たちの明朝に仕え、忠義を尽くしてくれた」という形で、朱姓をもらおう。朱姓をもらおうとい

うことは、それは皇帝になってもいいよと、なれるような資格をあげるといふ形で、朱姓をもらうわけですね。とにかく、ずっと朱姓で明朝は続いてきた。それに対して革命を起こすとすれば、満州族の愛新覚羅という覇者が皇帝の姓を変え、国の名前は明から清へと変えるということができるわけです。易姓革命Ⅱ易世革命ですね。日本の場合には国の名前はもちろん変わらないし、天皇家の姓も変わらない。変わらなくするためには、天皇家の姓をなくしてしまう。姓を与える役になる。こういう革命的なことをしたのは、日本の天皇制だけだと思います。とにかく権力を持たない。そのためには姓名の姓を持たない。そういうことをやったことよって続いてきたというふうに、私は考えているわけでありませう。

日本の天皇制はなぜ長く続いてきたか

まずお二人にお伺いしたいのは、日本の天皇制が何故こう長く続いてきたのかということの、根本のところのお考えとして、まず所先生の方からいかがでしょうか。

所 今、松本先生がおっしゃいましたことは、昔、松本清張さんともそういう問い掛けをしておられました。それに対して、今谷明さんという中世史家が、これに答えなきゃいけないということで、いろいろ発言してこられました。それは非常に参考になりますが、ここでは私

なりの考えを申し上げます。

日本の皇室、天皇は昔から権力の主体ではなくて、権威の象徴であったからずっと続いてきた、という見方があります。だから、天皇は権威の象徴にすぎず、権力と無縁であるべきところ、明治天皇などが権力をもったことは間違いだとか行き過ぎだという意見があります。

しかしながら、日本という国が、この日本列島の中で統一されるまでには、神武天皇以下歴代の方々が先頭を切って戦い、国内を一つにまとめられたわけです。五世紀中ごろ雄略天皇が中国に送られた国書、上奏文をみますと、わが先祖は自ら甲冑をまとって山野を跋涉し、国内を平定したと主張しておられます。私どもの推定では、およそ一世紀から三世紀ないし四世紀にかけて、大王（のち天皇）は軍事も政治も一手に担う存在だったと思います。

それによって国内が統一されると、それ以後は、そこまでされなくてもよくなり、その政治や軍事を臣下の有能な文武官に委ねられた。優秀な人材を抜擢して任用する立場に立たれました。例えば、太政官制度ができれば大臣たちを選ぶとか、あるいは武家時代になっても將軍を任命するという立場にあり、権力を超えた権威の存在になられたことは確かです。

けれども、時として国内が分裂状態に陥ったり外国勢力に迫られたりすると、表に出られた。それが後醍醐天皇であったり、明治天皇であったりしたわけです。日本が日本としてまとまっていくために、ま

ず権力の主体として国内を一つにまとめられたという実績があり、それ故に、その他の臣下はどんな実力者でも、天皇に取って代わることができないとか、してはならないという認識が生まれ、日本人の確信となってきたとみられます。

そういう日本において、確かにユニークなのは後醍醐天皇の言動でして、鎌倉から政権を朝廷に取り戻すべきだという理念の下に戦いをされた。それは失敗されますけれども、結果的に見れば、それが明治維新を導き出した大きな先がけになったと思います。

そのような節目節目に強力な天皇が表に出られることもあれば、後ろで座っておられて済む場合もあったということでもあります。ただ、結果的に見ますと、今おっしゃいましたように、その多くは政治や軍事の主体ではなかったが故に、大きく傷付かず、倒されることもなく続いて来た、という見方はできるかもしれません。

信頼され尊敬される天皇の積徳

そこで大事なことは、たとえば鎌倉時代の終わりに花園天皇という方が、皇太子に与えられた教訓書があります。そこに、日本の皇室は代々血縁で続いてきた、いわゆる万世一系だから、何もなくても続いていくものだ、と樂觀している者がいるけれども、それは間違いだ。天皇というものは、まさに万民から信頼され尊敬されるように、ひたすら徳を積まなければならず、そのために学問をしなければなら

ないといっておられます。その学問の主力になるものは、儒学であったり和歌であったりしますけれども、そういう本当に教養の深い、見識の高い方として、みんなから心より尊敬され信頼されるよう徳を積みまねばならないと強調しておられます。

そういう意味で、あえて言うならば、単なる権威の象徴というよりも、人君としての徳を積んで、多くの人々から信頼され尊敬されるように、自ら心がけ努力してこられたということがあると思います。

最近に至りまして、皇室は一〇〇%血統原理だから、血統さえ続いているといいんだという人もいます。しかし私は、同時に大事なことは、まさに徳を積み、その徳によって人々から信頼され尊敬されてきたという事実が非常に重い。そのことに、現在の皇室の方々も心がけておられることに、重要な意味があるだろうと思います。

もう一つ、さつき松本先生がおっしゃったことですけれども、要するに国民のほとんどが天皇に取って代わろうとすることを考えなかつた。もしそのような人が出てくると、直ちに退けられた。それを君臣の分とか、君臣の義と言います。そういうことがかなり早い段階で確立した。六世紀から八世紀にかけて、蘇我氏とか道鏡など出てきても、それを結果的に排除したわけです。

それ以降、藤原氏など、きわめて大きな政治権力を持って、天皇に取って代わろうとする企てをしない。またすればつぶされるといことが千年以上続いてきました。そのことが何故可能になったかとい

えば、さつき言ったとおり、単に血縁が続いているからだけでなく、有徳の天皇が現に居られることを、みんなが理解して信頼できたからこそ長続きしてきたのだろうと思います。

松本 では、浅見先生、続けてお願いします。

明治天皇・昭和天皇の在り方

浅見 私も基本的には所先生のおっしゃったとおりだと思いますが、近代、明治以降に目を集中して考えると、天皇を「国権の総攬者」とさだめた大日本国憲法のもと、天皇が権力と権威を兼ね備えてしまった結果として、昭和の敗戦のときに天皇、皇室は存亡の危機に直面してしまったのだと思います。つまり明治以前までのように単なる非政治的権威だけしかもつていなかったのなら、そんな危機的な状況もおこらなかつたでしょう。

この問題を考えるとき、私がつとも気にかかるのは、権力の行使に際して、明治の元勳たち、大久保利通とか西郷隆盛、伊藤博文等々、あるいは、大正、明治になると西園寺公望とか木戸幸一など元老とか天皇側近の内大臣だった人々と天皇の関係がどんなものだったかが、あまり突き詰めて考察されていないということです。別の言い方をすれば、明治天皇にしても昭和天皇にしても、どれだけ主体的な判断にもとづいて権力を行使したのが、あまり明らかにされていない

いのではないかと思います。

もちろん、私もそういう問題についての答えをもっていないませんが、誤解をおそれずにごく簡単にいってしまつと、さきほど名前をあげたような権力者たちは、「国権の総攬者」としての天皇をあまり尊重してはならないかという感じを持っています。

例えば若いころの明治天皇に対して、明治の元勳たちはその天皇としての権威は認めつつ、権力の行使については、指導してやるとか、あるいはもつとドライな言い方すれば、うまく利用してやるとか、そういうふうを考えていたと思わなければ理解できない行動を取るわけです。それが昭和の戦前期においても本質的には変わらなかった。天皇と時の権力者たちの関係はずつとそういうものだったのではないかと感じます。そしてだからこそ、天皇、皇室は敗戦直後の大ピンチを乗り越えて存続できたのでは思っています。

話は少しずれませんが、皇族たちのことも、日本近代の権力者たちはあまり尊重してない。一般の国民は皇族は崇め奉るものという建前を教え込まれているわけですが、しかし権力者たちは皇族を単純に崇拜などしていません。たとえば倉富勇三郎という人がいます。彼はもととは司法官僚でしたが宮中に入って要職に就き、最後は枢密院議長になります。実に几帳面かつ筆まめな人で、詳細な日記を長年にわたって記していますが、そこには皇族たちの愚行がいくつも明記されています。倉富は謹厳実直な官僚ですから、皇族たちをあからさまに批

判するような表現はしていませんが、内心では「皇族にも困つたものだ」と思っていることがありありとわかります。同じようなことは大正、昭和にかけて宮内大臣、内大臣だった牧野伸顕の日記を読んでも感じますし、木戸幸一の日記を読んでも同じです。いずれにしろ、こういう天皇、皇室に近い権力者たちと、一般国民の天皇、皇室についての感じ方にはずいぶん差があったと思います。

話を戻しますと、どれだけ程度が深かったかは別として、実はアメリカなどの戦勝国側でも、日本の天皇は憲法の上での建前とはちがって、政治的な権力を主体的に行使することはなく、一種宗教的な権威をもって日本国民の上に君臨しているということを認識していた。だから天皇の責任は問わない、皇室もつぶさないという現実的な判断をしたのでしょう。とにかく天皇家が長く続いたのは、その権威をもって続いたのであって、権力を行使しなかったからだということです。もちろん所先生がおっしゃったような徳の問題とか、そういうことも大変に重要だということを前提にして、私はそう考えています。

儒教の有徳思想と革命思想

松本 はい、どうもありがとうございます。天皇家が長く続いた、あるいは続いてきた理由ということで、お二方に意見を述べてもらいましたけども、非常に面白い問題が出てきました。

それは、今、天皇は万世一系とか、血統が長く続いてきたからだ

いうふうなことで説明をされる方が多いけれども、実は天皇家というのは徳を積んできたんだと。あるいは文化的な蓄積を引き受けてきたんだということですね。血統問題以上に、その尊敬される人格、統べる人としての人格を磨いてきたんだと。

これは一例を私の方で挙げておきますと、明治天皇に元田永孚という侍講がいるわけですけれども、彼がご進講をするわけですね。その時に『論語』とか『十八史略』とか、そういうものは人格を積む、あるいは歴史的にこういふふうな判断をしなければならぬという形で、皇帝とすれば、天皇とすれば、どういう行動を取らなければいけないかという形で徳を積む、その歴史的蓄積を教えているのです。

ところが、私の調べた限りにおいては、『孟子』は教えていないんです。孟子は何かと言ったら、孟子だったって一応孔子の弟子ということになって、孔孟の学、儒教というのは孔孟の学というふうに言われますけれども、孟子は日本に入ってきていないという説があるんですね。これは江戸時代の上田秋成が書いているもので、『孟子』という学問というか本ですけれども、それを日本に輸入しようとする、その船は必ず台風で沈没してしまう。これは『雨月物語』に書いてあるんですよ、実際の話として。もとは、中国明朝の『五雜俎』に載っています。何故かと言ったら、孟子には、要するに革命思想があるんだと。もしも天子というものが、皇帝というものが、徳がなかったら、仁義をわきまえない。仁義というのはトップのその道徳ですけれども。

そういう仁義の徳をわきまえないような皇帝が出てきたらどうするか。そしたらその国からは去ってよろしい。それから諫め、諫め、諫めて、死んでいく。諫死の思想ですね。そういう選択肢がある。三つ目は、弑^二殺してもよろしい、と書いてある。孟子の中に。要するに徳のない皇帝が出てきたらどうしたらいいのかと。徳の無い者は天子とは言えない、皇帝とは言えないんだから、それは要するに、ただ単なる「匹夫」である、暴君である。だから殺してもいいんだと。匹夫を殺したところで、それは「大逆」なんてことは言われないんだ、ということですね。

その思想が『孟子』の中にあるから、孟子の学問の中には、要するに革命を起こしてもよろしい、皇帝を殺してもいいという、そういう革命思想が入ってきているから、結果とすると、明治天皇に対して徳がないと殺されてしまいますよと言っているのと同じようなことですから、元田永孚は一度も『孟子』、あるいは孟子に関するような教育をしていないのであります。

とにかく血統の問題は、一つ重要なことなんだけれど、天皇はそれ以上に徳を積むということ、有徳の天子であるということがより大きな要素としてあって、その上で日本の文化というものを継承するという役割があって、だから続いてきたんだということを、一つの理由として挙げられました。もう一つは、権力の主体であり権威の主体である。ある時には両方を持つということもありますけれども、権力だけ

では必ず取って代わるという、革命家が出てくる可能性がある。ところが日本の天皇の場合には、権威の主体であるという形で、歴史上長く非常時だけは権力を持つけれども、あるいは軍事的な兵馬の権も持つけれども、そうでないような形で権威の主体としてあったということが、述べられています。

ドナルド・キーンさんの明治天皇論

所 今、両先生がおっしゃったとおりですが、ちょっと加えて、こういうことを申し上げたいと思います。数年前に、ドナルド・キーンさんが『明治天皇』という本に書いておられることです。明治憲法は、天皇大権というのを非常に大きく定めているわけですが、それをほとんど具体的に行使しておられないということに、キーンさんはびつくりし感心したと書いています。

どういふことかと言うと、法の建前として天皇大権は非常に大きいのです。しかし、それをほとんど自ら行使をしようとされなかった。それは当時十九世紀後半のヨーロッパなどの国王に比べたら、まるきり違う。ヨーロッパにおいては、憲法を作ることに国王が反対している。法というものは国王を縛るものですから、なるべく憲法を作りにくくないため、それを遅らせるとか、あるいは阻止しています。

ところが明治天皇は、それに反対せず、むしろ積極的に立憲君主制度をつくることに賛成され、新政府が二十年余りで作ってしまうわけ

です。そして作ったものをみますと、国家の最高権力者は天皇であっても、それはほとんど三権、とりわけ内閣に委ねられ、それを天皇が承認されるような形になっています。

この憲法作るための枢密院の会議に、天皇はほとんど必ず出ておられます。しかし、その場では一言も発言しておられません。そういう場にもヨーロッパの国王が出れば、自分に都合良いようにこうしてくれと言われるだらうけども、一切言っておられないのです。

明治の典範で永世皇族制が決まる時も、それは主として井上毅が主張し、ともかく皇族を確保するために、男子を確保するためには、皇族の数が常に一定数以上なきやいけないということを決めるのです。それに対して内大臣の三条実美とか宮内大臣の土方久元など、何人か反対をしています。それは永世皇族制にしたならば、皇族が増え過ぎて、いずれ財政的にも、また品位保持の上でも問題を生ずるから、やっぱり四世あたりで臣籍降下してもらおうという、かつて律令制がそうであったように、五世以下は退いてもらおうべきだと言ったのです。けれども、当時、男子は後の大正天皇お一人しかおられないという心配な状況でしたから、井上毅の案が通ってしまったのです。

ところが、その直後に土方が明治陛下から呼ばれて参りましたら、「自分はその時みんなの意見を聞いておって、やっぱり三条や土方の言うことが正しい、永世皇族制を取らない方がいいと考えておる。けれども、決まってしまった以上、それはそれでやむを得ない」とおっ

しやったそうです。

その結果、多くの宮家が新たにできて、皇族が次第にふえてしまっています。そこで、検討を重ねて、明治四十年に皇室典範増補という形で、臣籍降下の道を開かれ、やがて大正に入って臣籍降下を強制的に行うことになったわけです。

明治天皇という方は、そういう意味で、憲法でも典範でも、しっかりと理解されて、立憲君主制度の天皇は、国のトップの地位に立つけれども、自らの恣意で政治を左右してはならない、ということを十分わきまえておられたのです。

キーンさんはこの点に感心しておられるのですが、私もこれは天皇の道徳的な抑制力だと思えます。人間というのは権力を持ち得るとなったら、べら棒にそれを使いたくなるんですけど、ストイックに抑えて、それを信頼する臣僚たちに委ねられたというのに意味がある。表面的にみれば、明治憲法では権力と権威が一体化して、権力があまりにも強過ぎたと言われますけども、それは法の建前であって、実際は必ずしもそうでなかった。むしろさつき別の意味で浅見さんがおっしゃったように、政治家や軍人たちが天皇を自分たちの都合のいいように使おうとした。そこに結果として、憲法の乱用が生じてしまったということではないかと、私は思っております。

明治天皇の後継者への危機感

浅見 所先生のお考えにはほとんど賛成ですが、一つだけちょっと違う意見があります。私はやはり明治天皇は永世皇族制度に固執していたと考えているんです。確かに『明治天皇紀』には、天皇が土方久元に対して、「永世皇族制度に反対したお前たちの考えが正しかった」という、いわば反省の弁を述べたと書かれています。しかし、私はそれは『明治天皇紀』の著者たちが、のちに永世皇族制度が事実上廃止されたことと辻つまを合わせるための改さんではないかという気がしております。皇室典範で永世皇族制度が確定するまでの経緯を見ると、そう考えなければ理解できないことが多いのです。

永世皇族制度が承認される枢密院本会議が開かれる直前まで、ほとんどの政府、宮中の首脳たちは、この制度は皇室典範には盛り込まれないというふうに信じていました。何しろ典範原案をつくった枢密院議長伊藤博文が永世皇族制度に反対していたのは公然のことだったからです。ところがそれがひっくり返ってしまっただけで、枢密院議長の伊藤が本会議に提出した案には永世皇族制度が明記されていたんです。なぜこういうことになったのか。そこには永世皇族制度を断固として守りたいという天皇の強い意志にもとづく無言の圧力があり、伊藤はそれに屈したというのが私の解釈です。

そして重要なポイントは、なぜ明治天皇はそこまで永世皇族制度に

固執したかということです。所先生がおっしゃったように、天皇には無事に育ったお子さんのちの大正天皇である嘉仁親王ただ一人しかいない。そのため、天皇は皇位の継承について非常な危機感をもっていたことは確実です。なにしろ明治天皇自身も孝明天皇のただ一人の男子ですし、孝明天皇も先代の仁孝天皇のただ一人の男子です。つまり幕末から明治にかけての皇位継承というのは、極めて危ない綱渡りのような状況でおこなわれていました。

永世皇族制度というのは皇族として生まれた男子は終生皇族であり、臣籍降下などしないという制度です。したがってこの制度があれば、天皇に直系の男子がいなくても皇位継承資格のある男子皇族は確保できることになる。逆にいえばこの制度の廃止は皇位を継承できる皇族の減少につながってしまう。実際には伊藤たちもそのことへの配慮も十分にした原案を作っていたのですが、それでも皇位継承についての天皇の不安を和らげることはできず、天皇は永世皇族制度に固執した。私はこの天皇の不安はよくわかります。そして天皇は君主として正しい態度をとったと思います。天皇家が連綿としてつづいたのは徳のこともあるでしょうが、歴代の天皇が天皇家を続けるために必死にこころを砕いた。明治天皇もそうだったということは、やはり注目した方がいいポイントじゃないかと思うんですね。

皇室の永続に何が必要か

松本 分かりました。非常によく分かる話で、キーンさんは「天皇大権を持っているけれども行使しないという皇帝であって、驚くべきことだ」というふうに言ったわけですが、実は、キーンさん自身は『明治天皇紀』で一応書かれているわけです。しかし、『明治天皇紀』がどういう意図で作られていたか。そこではどういことが削られていたかということが、ほとんど扱われていない。だから天皇家とすると、今、浅見さんが言ったように、天皇とすると天皇大権は持っているけれども行使しないということの方が、皇室が永続するという判断ですね。

だから日清戦争でも日露戦争でも、これは内閣の方は戦争をやるというふうに言っているけれども、「これは朕の戦争に非ず」という留保を加えた上で、戦争を開始するという天皇大権ですね、戦争を始めるぞというのは天皇大権（統帥権）ですから、これを自分は行使しない、というに近い。「朕の戦争には非ず」ということをずっと言っています。日清戦争でも日露戦争でも言っています。だから、天皇の意思と国家意思は若干違う。天皇の意思とすると、天皇制あるいは皇室を永続させたいということが、根本の思想の所にあるということだろうと思っております。その所は、われわれもう少し解析をしていかななくてはならないんです。

しかしそれ以上に、今その三人の話を聞いていて、例えば皇統の問題、あるいは血統の問題、万世一系の問題よりも徳を積んでいって、つまり国家の中核にあるというふうな天皇とすればどうしたらいいか。あるいは有徳の天子とすればどうしたらいいかというふうなことが、重要な基準になってくる。あるいは権力を持つということに対して、権威を持つということの方に、大きな主題がある。これが要するに天皇制の永続性の問題、存続させる問題とずっと近くなるといふふうに行くつかの議論がはじまっているわけです。

しかしそこには、今三人の話を聞いて、じゃあ天皇が男であるか女であるか一言も出てこないでしょう。天皇家を永続させるか、皇室を永続させるか、そのために国家とどういう、その権力主体の国家とどういう関係性を持つかということにおいては、天皇が男であるか女であるかという問題が出てこない。これは非常に大きな問題だと思えますけれども、それを若干だけ補足しておきます。

日本の国学者、あるいは国学、神道の考え方を取る人々というのは、例えば、日本浪曼派の保田重郎さんという人がいます。「これは天皇は男であるか女であるかというセックスの問題ですね。性的な区別の問題なんているのは、国学は問題にしない」と言っています。三島由紀夫さんも、どちらかというところ、そういう思想の流れにある人でありましても「天皇が男であるか、性的な意味での男であるか女であるかなんてことは、どうでもいいことだ」と言っております。

そうすると、そこで男であるか女であるかという議論は出てこない。じゃあそれがどこに出てくるのかということについて、補足的に所さんの方からお話を。

天皇の役割を果たした女帝

所 これこそ非常に重要な問題ですが、ごくかいつまんで申し上げます。実は明治の憲法と典範で、皇位の継承者を男系の男子に限定した一番の関係者、とりわけ井上毅が書き、伊藤博文の名前で出された「憲法義解」「典範義解」を見ますと、ヨーロッパの王政を参考にして作っているにもかかわらず、説明は日本の歴史上の事例を引いて、歴史的な流れに基づいて憲法なり典範を作ったのだと説明しています。

例えば、何故、女帝を排除したのかと言えば、女帝はあくまで中継ぎに過ぎなかつたと。男系男子が絶対的な原理であつて、ただたまたま男子の後継者がご幼少であるためリリーフとして中継されたのだという説明が出ております。

しかし、それはすべてそうかと言いますと、必ずしもそうではありません。現に最初の女帝は推古天皇でありますけれども、推古女帝はその弟君の崇峻天皇が蘇我氏の手で暗殺された当時、男性で適齢の方が複数おられたにもかかわらず、臣下から再三要請された結果、初めて女帝になられたわけです。

そのころ中国であれ朝鮮半島であれ、女帝の前例はありません。そ

れにも拘らず、日本で初めて推古女帝がお立ちになったのは、すでに皇后として皇太后として、非常に力を發揮されていた。当時の政治的混乱を收拾するのに、大きな力を持つておられたこの方に、政治的、社会的安定をしてもらおうと、重臣たちがお願いをした。これは二度も断られ、三度目で引き受けておられます。

要するに推古女帝は、天皇たるにふさわしい実力と器量を備えた方だということを、みんなが認めるところか、期待をかけて推したわけです。そこで大事なことは、推古さんは自分を過信されなくて、実際の政治を皇太子として立てた聖徳太子に委ねられたのです。聖徳太子については近年いろいろ議論がありますが、大筋、『日本書紀』などに書かれているとおり、非常に優れた方でして、蘇我氏をも活用された。推古女帝は、自分がトップに立つても、実際上のごときは聖徳太子や蘇我氏に委ねるといふ形で、その役割を果たされたということだと思います。

他の例は省きますけども、日本史上八方十代おられた女帝は、いずれも事情があつて登場され、ふさわしい働きをされた。たとえば、最後の女帝、後桜町天皇という方は本当に立派な方だと思えます。ちょうど今年、亡くなって二百年祭を迎えるのですが、この後桜町女帝には宸筆のご日記が四十冊以上残っております。私は前任校の京都産業大学で、研究会の皆さんと十年ほど読んできたのですが、それを見ても思いますのは、天皇として自らなさることと、人々に委ねられる

ことがきちんとしておられるのです。

その上、ご在位中に亡き弟君のお子さん英仁親王を養育され、その皇太子を後桃園天皇に即位させてからも後見役を務められます。しかも、その天皇が二十二歳で亡くなりますと、後桜町上皇のリーダーシップで閑院宮家から再従姉弟にあたる九歳の兼仁親王を、亡き前帝の養子という形にして天皇に立てられた。これが後に名君として仰がれる光格天皇ですが、その養育と後見にも上皇が大きな役割を果たしておられます。傍系の閑院宮家からお立ちになった光格天皇のために、上皇として大叔母として、本当に心を尽くして、帝王の徳を積むことがいかに大事であるかを具体的に教えられたのです。たとえば仮名書きの『論語』を全文みずから写して与えておられます。ご幼少の方にもどのような帝王学を身に付けてもらったらいいかということに粉骨砕身しておられたことがよくわかります。

このように在位中のみならず、讓位後まで大きな働きをされた女帝は、決して単なる中継ぎではありません。要するに天皇は、男性とか女性でなくて、皇統に属する皇室で生まれ育った方が、正当な手続きをふんで皇位に即かれ、その役割を可能な限り果たされることに意味があるわけです。

女性天皇にも可能な宮中祭祀

ついでに申し上げますと、女性天皇だと宮中祭祀ができないとか、

してはならないなどという論者が少なくありません。しかし、女性にできないはずがない。現に宮中の内掌典は女性です。あるいは伊勢神宮の祭主は元皇族の女性です。さらにまた女帝も大嘗祭や新嘗祭をやつてきておられます。後桜町天皇も自ら大嘗祭も新嘗祭もやつておられます。

そういう意味で、男性か女性かではありません。ただ、男性の方がその天皇という地位を担いやすい。具体的には、やはり非常なハードワークでありますから、それを継続的に行うには、女性のように懐妊とか出産ということが予想される方よりも、男性の方が担いやすい。それゆえ、従来その多くは男性が担当され、その方がよいという考え方はあった。しかし、それが本質的で絶対的なことかと言えば、必ずしもそうではない。というようなことを考えますと、私はしかるべき男性がおられれば、その方が継がれることはベターだと思つています。そのほうがハードな仕事を継続的に担っていただきやすいからですが、それを女性にはできないとか、してはならないということは決してないと思つております。

そういうことを考えますと、やはり今後のために男子がおられれば、男子に継いでいただくことにすることにして、女子にも可能性を開いておくようにする必要がある。そういう可能性を含んだ制度設計にしておかないと、立ち行かなくなってしまうと思つております。

松本 今のお話の中で、男の方がベターではあるけれども、女に女性でできないことはない。天皇であることが問題なんであつて、男であるか女であるかということは、二の次のお話であるということですね。

すると、ちょっと具体的な話になりますけれども、例えば、今の皇太子家の愛子さまというのは、やっぱり皇室の中で育っている。帝王学はほとんどしてないわけですけども、帝王学に近いような教養とこのを持つているというふうには、われわれ国民に感じられないでもない。つまり非常に賢くあらせられる。それも有徳的な意味での賢さがあるというふうなことになる。将来的な問題とすると、皇室典範を男系の男子というふうなことで限る必要ないと。男系であつて女性ではあるけれども長子であるというふうな変更の仕方というのはあるんでしょか。

皇族女子も皇室に残る前提必要

所 非常に大事な点として、現在の制度の下では、敬宮愛子さまは天皇になれないわけです。だから、他の女子皇族も全て皇室を出なきゃいけない前提で生まれ育つておられます。そう考えますと、秋篠宮家の眞子さまの場合、もうすぐ大学の四年生で、普通なら就活するところですよ。まして三笠宮家の彬子女王なんか、もう三十歳を越されて、今は京都で勤めておられます。

ですから、今の制度の下では、愛子さまも将来は皇室を出るものだということになります。そうであれば、本当に優れた方だと思いますけれども、皇位を担うような帝王学を身につける必要もないということになるかもしれません。

しかし、私は男子を優先しながら、女子にも可能性を開いておく必要があると思います。もしそうならば、皇室に生まれた方は、いずれ何かの役割を担うことを、早くからちゃんと自覚され、周囲もそのようにお育てするというでなきやいけないと思っています。

内親王であれ女王であれ、皇室に生まれた女性は、将来、天皇になる可能性は極めて少ないにしても、天皇を支え皇室を担っていくため、結婚しても皇室に留まるという前提で育てられる必要がある。それはいざ外へ出なきやいけないという前提で育つのと、大違いだと思います。

そういう意味で私は、現実的な選択として、男子の方が優先するにせよ、女子の方々もいざとなれば役割を担えるようにするという制度を作っておく必要があると思っています。

松本 ありがとうございます。じゃあ、浅見先生。

浅見 私には、極めて素朴な疑問、天皇は男性じゃなければいかん、女性天皇などともないという考えに対して、本当に素朴な疑

問があるんです。それはこう主張する人たちが、その理由をきちんと説明できていないのではという疑問です。私は男の天皇は日本の美しい伝統とか、そういう空疎な言葉で説明されても納得できません。そういう無内容な空疎ではない言葉で説明してもらいたい。でなければ議論は成り立たないんです。

さつき半分冗談のように言いましたけれども、日本の美しい伝統というのなら、側室を認めろという主張も十分成り立ち得る。それこそ千数百年の間、天皇家には側室がたくさんいました。もしそれが男女平等に反する、女性の人權を侵害するというのなら、女性天皇を認めないのも男女平等に反するのではなからうか。なにか因縁をつけているようですが、私は女性天皇否定論者で側室容認論者がいると聞いたことがありませんから、あえてこんなことを言いたくなるのです。

男系男子保守論者の昔と今

所 今のことに関連しまして、昔は非常にしつかりした男系男子論者がおられたのです。葦津珍彦（あしづ・うずひこ）という神社新報の主筆で、戦後の保守論客として最も大きな役割を果たされました。私も晩年お目にかかって、多くのお教えをいただきました。

この先生が講和独立後まもない昭和二十九年初めにお書きになったのは、こういうことなんです。日本の皇位継承の歴史を見ると、男系男子がほとんどであるから、これは何としても守らねばならないが、

そのためには、戦後の皇室典範が側室を排除し庶子を否定したのは行き過ぎだ、側室というものを否定してはならないと言っておられるのです。これは今から六十年近い前の主張ですが、そのころはこういうことを肯定する人も相当いたと思われれます。

しかしながら、昭和天皇は大正十年代の御成婚前後から側室を置くことにご反対でした。それで一夫一婦制を確立されたのでありますから、いかに偉い葦津先生が言われても、それに同調することは憚られた。ましてそれから五十年も六十年もたちますと、どんなに男系男子を主張する人の中でも、やっぱり今さら側室は復活できないと思いい、それはもう認められないと考えているようです。

それでも「男系男子でないといけない」という有力な学者が、「万策尽きれば、皇統を守るために女性天皇も女系天皇も認める」と書いているのです。男系男子の有力な論客です。万策尽きたら皇統を守るために女性天皇も女系天皇を認めるほかない、という最後の予防線を張りながら、当面は何としても「男系男子じゃなきゃいかん」と言っている。これにはやっぱり矛盾がある。さつき浅見先生がおっしゃったように、それに対して、本当にきちんと説明してほしいですね。

松本 所さんは非常に温和な方ですから、人の名前を出さなかつたですけども、今月の「文藝春秋」ですね。三月号でありますけれども、皇室をめぐる特に女性天皇を、女性宮家の問題をめぐって、所

さんと八木秀次さん。私もさつき名前を出しましたけれども、一応対立する論の形で意見を述べております。そこで所先生は、こういうふうに言っております。「八木さんは、男系男子を今の安倍さん自身が吹き込んだというふうに主張しておりますけれども、その八木秀次さんも、平成十六年の論文では、万策尽きれば女性天皇も女系天皇もやむを得ないと書いています。それだったら初めから、皇室を存続させるためには女性天皇も女系天皇もやむを得ないという形で皇室典範の改正をしていかなければいけない」と。けれども、ベターなのは男性であるというふうな考え方でやった方がいいと思うんですね。原理原則を主張しながら、最後になつたから万策無いから崩しちゃえという形になつていくわけですから、その問題が出てきているんだろうと思います。

天皇は「赤子」（国民）のおつかさん

私の考え方で言うと、先ほどの議論では、ほとんど天皇制を存続させる、皇室を存続させるためには、男であるか女であるかということとは議論の対象になつていないじゃないか、話の中に全く出てこないじゃないかと私は述べました。

それは私が、江戸時代のことを調べておりまして、ちょうど光格天皇の時代で、近代天皇制を全部作つたのが光格天皇だと言いましたけれども、あの時に、光格天皇にお目にかかったというふうには主張して

いる高山彦九郎というのがおります。忠臣彦九郎ですね。これが京都まで行って、京都の三条の大橋の所で、ガバツと御所の方を仰ぎながらひれ伏しているという像を見た方がおられると思いますけれども、彼は御所に入って、天皇に会ったと言っているんです。けれど本当に会ったかどうかは分からないんです。何故かと言ったら、天皇は昔は人に顔を見せない、御簾の向こうにいるんです。必ず天皇とその面会者の間には伝奏（てんそう）というのがいて、「今、群馬県の方から高山彦九郎という忠臣が参っております。勤王運動をやっています。」という。すると、天皇は、「あ、そう」と、これは私の推測ですよ。極端に言うと、声を出さないで、その伝奏が伝えているだけなんです。ね。だけども声を出さだろというふうには私が言うのは、高山彦九郎はその後で歌を書いているんです。

「我を我としろしめすとやすめるぎの」、私のことを私のことである、高山彦九郎であるというふうには、しろしめしてくれと。お分かってになってくれた天皇の、「すめるぎの玉の御声のかかる嬉しさ」。玉のような涼やかなコロコロと鳴るような、そういう気品のあるお声が掛かったというふうには言っているわけですから、これは多分「あ、そう。お前が彦九郎か」と言ったぐらいですね。

だから昭和天皇の決まり言葉というのは「あ、そう」。実は天皇というのは、必ず「あ、そう」としか言わなかったんだらう。そういう意味で言うと、御簾の向こう側にいる玉の御声の主ということですか

ら、これは美しい女人なんです。女性なんです。男どもは、日本の男どもは、かわいそうなことに、美しい女、女性格であるところの天皇の命を受けて、必死に額に汗して働く、あるいは奔走し回るのが、男の役割であります。

これは言ってみれば、戦争の時代でも国民のことは何て言ったか。赤子というわけですよ、赤ん坊ということですよ。天皇の赤子ということは、天皇はおっかさんに違いないんです。戦争中はひどい時代で、天皇陛下万歳と言ってみんな死んでいったんだと。だけど、あれは「おっかさん」と言って死んでいったのと同じだというのが、私の説なんです。

とにかく日本では天皇は男であるか女であるかと問われないのですけれども、日本文化の上では基本的にはおっかさんの役割を果たしている。美しい女人の役割を果たしている、女性格であるというふうには、私は考えているわけでありまして、それは日本文化論になっているわけです。

外国の学者も説く「母なる天皇」

所 それは非常に面白い見方だと思います。実はヘブライ大学教授のシロニーという方も『母なる天皇―女性的君主制の過去・現在・未来―』という題の本を書いております（大谷堅志郎氏訳、平成十五年、講談社刊）。これは注目すべき本です。あの方は日本の文化も政

治や経済もよく研究された上で、天皇を母なる存在だという見解の大著を書かれたのです。読みますと、中にはちよつと誤解もあります。が、非常によく書けています。

今、松本先生もおっしゃられたように、日本人にとっては天皇を国父とか国母という、国の親なんです。確かに両陛下は、国民をわが子と思われるところがある。だから困った時にはじつとしていられない。被災地であれどんな所でも、すぐ心を向けてくださる。親の存在なんです。しかも、それは親父よりもお袋的な親だと思われれます。シロニーさんもそれを感じ取って『母なる天皇』という題の本をまとめられたのです。

そういう意味で、今日ここに来ておられます服部英二先生なんか、前からおっしゃっていますとおり、日本社会には母性的な要素が根源的にある、まさに縄文の昔からあります。そういう流れというもの、皇室の在り方をも基本的に形づくってきた。だからこそ、男性とか女性というよりも、むしろ母性というものが基本的に皇室の中にあつて、それが天皇そのものを「母なる天皇」と、外国にイメージさせることになっているんじゃないかと思っております。

終わりに

松本 時間がほとんど尽きかけていますけれども、最後に浅見さんに付け加えることがあれば。じゃあ浅見さんお願いします。

浅見 ではごく簡単に。先ほど徳ということが出ましたが、長い間、民間にいた方が皇族となったときに、それを身に付けるのは大変難しいんです。明治になってそれまで僧侶だった伏見宮家の王子たちが還俗してどんどん新しい宮家を立てる。そしてそこから何十人という皇族が明治、大正、昭和にかけてできるわけですけども、いわゆる徳とか、よく使われる言葉でノブレス・オブリージュという言葉でいわれる精神、そういうことについては、全く念頭になかったと思われるような人も少なくない。繰り返しになります。旧宮家の血を引いているというだけで皇族とし、天皇になる資格を持たせるということがいかに危険かというのは、こうした歴史の証明するところです。

所 念のために申し上げますと、ご本人は遠慮して言われませんが、浅見先生は『伏見宮——もうひとつの天皇家』という大著を昨年（平成二十四年）講談社から出しておられます。この中にそういうことが具体的に書いてありまして、旧宮家の在り方を論ずる際も、大変参考になると思います。

平成二十五年(二〇一三)二月十六日(土) 比較文明文化研究センター研究会資料

皇室典範の定める女性皇族の身分と役割 所 功

一 皇室典範と関係法令

①明治の旧典範(欽定)：①明治二十二年(一八七九)制定、

②同四十年増補、③大正七年再増補

※ 付属の皇室令(すべて勅令)：

皇室婚嫁令(明33)／皇室財産令・皇室会計令(明43・45)

皇室喪儀令・皇室陵墓令(大15)・皇統譜令(大15)

②昭和の新典範(法律)：昭和二十二年(一九四七)施行(旧典範および

付属の皇室令廃止)

③皇室経済法(法律、昭22施行)／皇統譜令(政令、同上施行)

④国事行為の臨時代りに関する法律(昭和三十九年施行)

二 皇室継承の資格と順序

①第一条 大日本国皇位ハ、祖宗ノ皇統ニシテ男系ノ男子、之ヲ継承ス。

第二条ノ第八条：男系男子のうち直系・長系・嫡子・長子を優先

(側室の庶子による継承も容認)

②第一条 皇位は、皇統に属する男系の男子が、これを継承する。

第二条：男系男子のうち直系・長系・長子優先(側室庶子を否認)

※ ①では皇統イコール男系の男子に特定、②では皇統に属する男系の中の男子に限定

三 皇族の範囲と敬称

③第三〇条 皇族ト称フルハ、大皇太后・皇太后・皇后、皇太子・皇太

子妃、皇太孫・皇太孫妃、親王・親王妃、内親王、王・王妃、女王ヲ謂フ。

第三一条 皇子(一世)ヨリ皇玄孫(四世)ニ至ルマデハ、男ヲ親王、

女王内親王トシ、五世以下ハ男ヲ王、女王女王トス。

④第五条 皇后・大皇太后・皇太后、親王・親王妃、内親王、王・王妃及び女王を皇族とする。

第六条 嫡出の皇子(一世)及び嫡男及び嫡出の皇族(二世)は、男を親王、女を内親王とし、三世以下の嫡男及び嫡出の子孫は(永世)男を王、女を女王とする。

※ ①②とも、永世皇族制をとっているが、親王・内親王の範囲は③の

四世までを④で二世までに限定。

第一五条 皇族以外の者及びその子孫(一般の国民)は、女子が皇后となる場合、及び皇族男子と婚姻する場合を除いては、皇族となることはない。

※ ①②とも、皇族の女性⑤⑥皇室に生まれた内親王・女王だけでなく

⑦皇室に入った皇后・親王妃・王妃も皇族の身分

※ ①②とも、敬称は男女同等(天皇と皇后・大皇太后・皇太后は陛下、皇太子・同妃以降はすべて殿下)

四 皇族の婚姻と離籍

⑤⑥第三九条 皇族の婚嫁ハ、同族(皇族)又ハ勅旨ニ由リ特ニ認許セラレタル華族ニ限ル。

第四四条 皇族女子ノ臣籍（華族）ニ嫁シタル者ハ、皇族ノ列ニ在

ラズ。但シ特旨ヲ依リ仍（尚）内親王・女王ノ称ヲ有セシムコトアルベシ。

①増補 第一条 王（五世以下）ハ、勅旨又ハ情願ニ依リ、家名ヲ賜

ヒ華族ニ列セシムコトアルベシ。

第二条 王ハ勅許ニ依リ、華族ノ家督ノ相続人トナリ、又ハ家督相続ノ目的ヲ以テ華族ノ養子トナルコトヲ得。

（典範第四二条は皇族の養子禁止）

第六条 皇族ノ臣籍ニ入りタル者ハ、皇族ニ復スルコトヲ得ズ。

②増補 皇族女子ハ、王族又ハ公族（旧朝鮮王族）ニ嫁スルコトヲ得。（例、梨本宮方子女王）

※ 大正九年（一九二〇）「皇族ノ降下ニ関スル施行準則」（五世王以下は全員降下。但、例外的に傍系の伏見宮第二十代邦家親王から出た近代宮家は長系長子でも玄孫以降すべて降下）

③第一条 年齢十五年以上の内親王・王及び女王は、その意思に基き、皇室会議の議により、皇族の身分を離れる。

④親王（皇太子及び皇太孫を除く）・内親王、王及び女王は、前項の場合の外、やむを得ない特別の理由があるときは、皇室会議の議により、皇族の身分を離れる。

第二条 皇族女子は、天皇及び皇族以外の者を婚姻したときは、皇族の身分を離れる。

第三条 右の親王・王は、その妃（妻）も子も皇族の身分を離れるが、留まることもできる。

第一四条 一般国民から入った親王妃・王妃は、夫を失ったら、その

意思により皇族の身分を離れることが（留まることも）でき、離婚したら皇族の身分を離れなければならない。

⑤皇室経済法

第六条 皇族費は、皇族としての品位保持に充てるために、年額に

より毎年支出するもの、及び皇族が始めて独立の生計を営む際に、一時資金により支出するもの……とする。

※ 右の③の三、独立の生計を営む内親王には、皇族費定額の二分の一（女王には十分の七）を支出する。

五 摂政の資格と順序

①第二条 摂政ハ、成年（十八歳）ニ達シタル(1)皇太子又ハ皇太孫之ニ任ズ。（他は二十歳）

第一条 右の(1)が不在か未成年の場合、(2)親王・王、(3)皇后、(4)皇太后、(5)太皇太后、(6)内親王・女王の順で就任

※ 皇族女子（内親王・女王）は配偶のない独身に限る。

②第一条 摂政は、左の順序（aと同じ）により、成年に達した皇族が、これに就任する。

※ ④国事行為の臨時代行者：①第一条の皇族（aと同じ）(1)～(6)の順

〔参考〕拙著「皇位継承のあり方―女性・母系天皇は可能か」（平8、PHP新書）、同「皇室典範と女性宮家―なぜ皇族女子の宮家が必要か」（平24、勉誠出版）、同「日本国憲法「天皇」の再検討」（平25、国民会議叢書）など